

新潟都市計画西堀通5番町地区第一種市街地再開発事業にかかる  
事業予定地内の土地の有償譲渡にかかる届出等について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示した市街地開発事業に関する都市計画について、同法第57条第2項から第4項の規定により、事業予定地内の土地の有償譲渡にかかる届出の提出義務等の制限が生じますこととなりますので、同条第1項の規定に基づき、その旨を公告します。

令和5年10月30日

新潟市

上記代表者 新潟市長 中原 八一

## 1 都市計画の種類及び名称

種類 新潟都市計画第一種市街地再開発事業  
名称 西堀通5番町地区第一種市街地再開発事業

## 2 届出の相手方の氏名及び住所

氏名	新潟市長
住所	新潟市中央区学校町通1番町602番地1

## 3 届出をすべき土地（事業予定地）の所在

所在	新潟県新潟市中央区西堀通5番町				
地番	833番7	834番1	834番2	835番	836番
	837番	838番1	838番2	838番3	839番
	840番1	840番2	840番3	840番4	840番5
	840番6	841番	842番1	842番2	842番3
	842番4	843番1	843番2	843番3	849番2
	849番4	849番5	854番3	854番4	854番7
	854番8	854番9	854番10	854番11	854番13
	854番14	854番21	854番22	854番24	854番25
	854番26	854番27	854番28	854番29	854番30
	854番31	854番32	854番33	855番11	855番12

#### 4 制限の概要

(1) 令和5年11月10日以降に事業予定地内の土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地、その予定対価の額及び土地を譲り渡そうとする相手方その他の事項について、書面で届け出なければなりません。

ただし、土地に加えてその土地に定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合は除きます。

(2) 市長が届出を受理した日の翌日から起算して30日以内は、当該土地を譲り渡してはなりません。ただし、その期間内に市長が届出にかかる土地を買い取らない旨を通知した場合は、その限りではありません。

(3) 市長が届出を受理した日の翌日から起算して30日以内に、市長が届出にかかる土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、市長と届出者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。

以上